

第3章 整備の目標

3-3 自然再生整備の実施

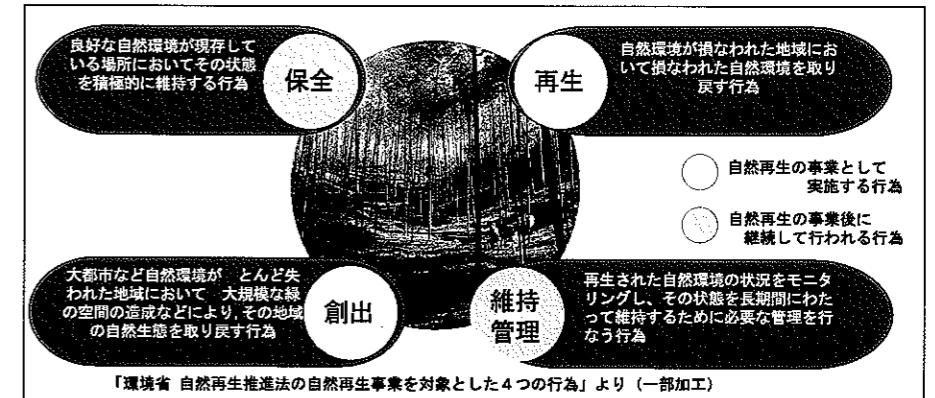
■ 方針

「地域住民やボランティアが維持管理可能な活力ある森林再生」を本自然再生整備事業の基本方針と位置づけている。

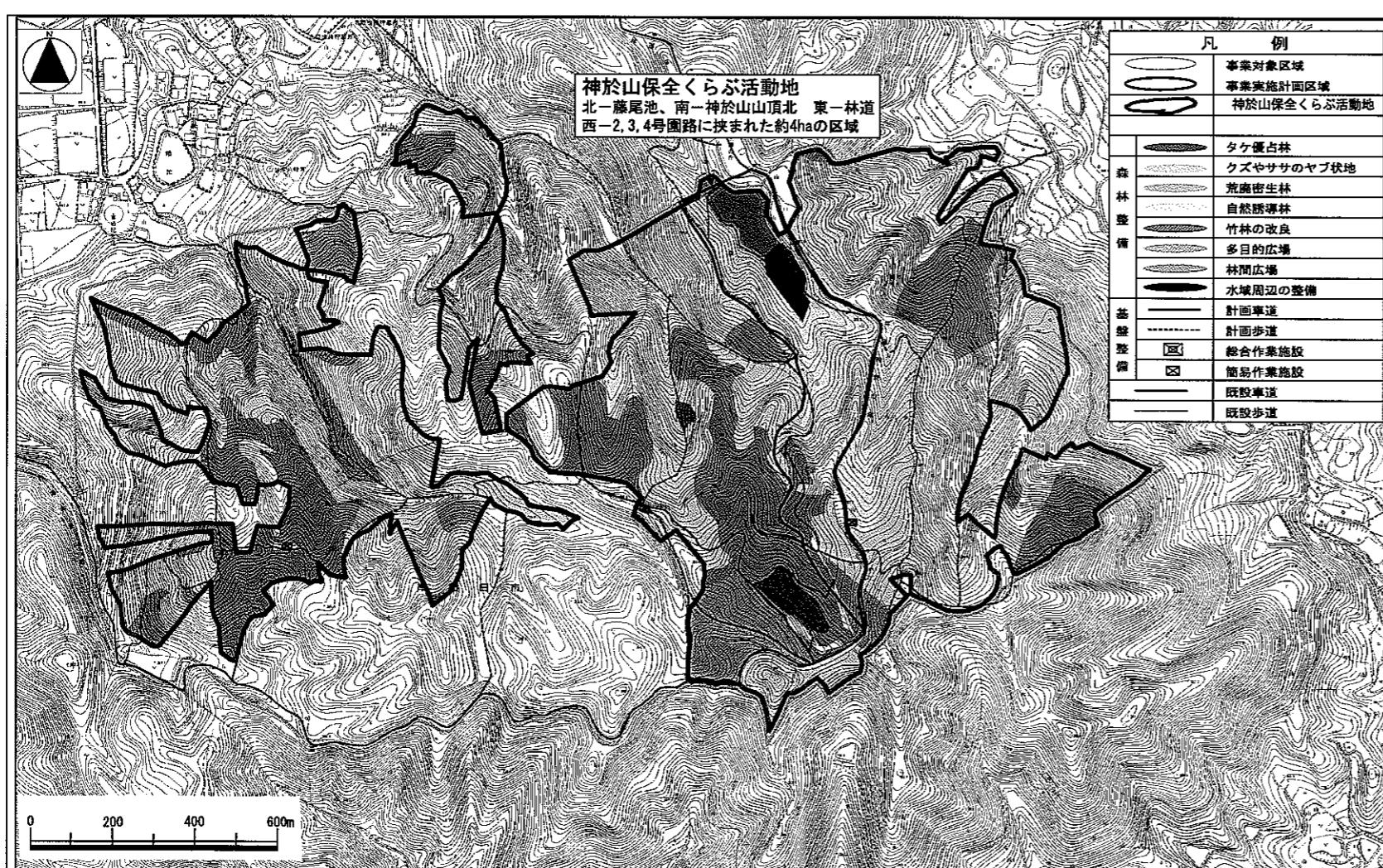
大阪府は、人が入りやすい環境づくりの為に森林の荒廃状況に応じた森林整備や付帯施設整備を実施する。森林整備の実施に当たっては、森林の荒廃状況だけでなく、全体構想の整備ゾーン区分に応じた植栽等を行うものとする。

また、「神於山保全くらぶ」は、里山ボランティア活動を活動地を中心に継続して実施し、森林整備事業終了後の維持管理も含めた役割を担うものとする。

神於山保全くらぶの現在の活動拠点（藤尾池周辺の一部の地域）では、ボランティアによる里山整備の取り組みとして、既に管理や植栽など様々な活動が行われている。この里山整備計画と大阪府が実施する森林整備と連携して本自然再生事業を実施する。



■ 自然再生整備区分図



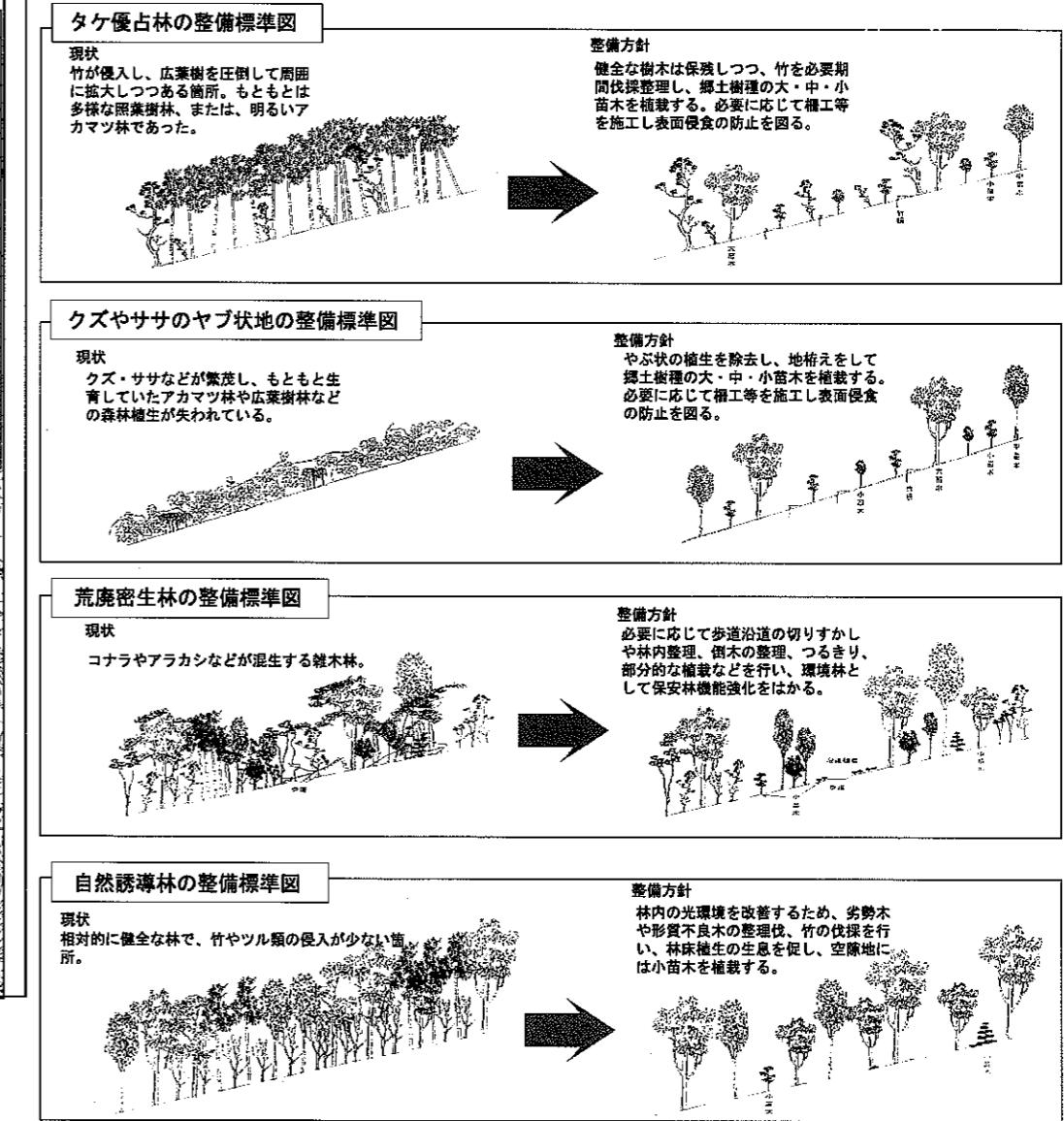
【荒廃森林タイプの整備における類型化】

- ①タケが優占する区域 → タケ優占林
- ③常緑・落葉広葉樹が密生する区域 → 荒廃密生林

* 施設配置等については地形・地物などにより変更することがあります。

- ②クズやササに被われたヤブ状地 → クズやササのヤブ状地
- ④比較的良好な広葉樹林など → 自然誘導林

【類型化した森林の整備方針】



第4章 森林の再生・利用方法

4-1 森林再生方法 <タケ優占林、クズやササのヤブ状地、荒廃密生林、自然誘導林>

■ 森林整備

本事業の森林再生は、荒廃した森林環境を整備し、人が入りやすい里山をつくることである。自然再生事業として取り組む期間で、概ね、竹林を伐採し里山環境は大きく改善される。しかし、改善された環境は維持管理できなければ、数年で竹林に戻るか、あるいはクズに被われ、新たに荒廃した環境になると考えられる。

そのため、竹林の整備とともに、維持・管理を行う作業歩道などの付帯施設を含めた整備を神於山の森林再生プログラムとして実施する。

森林整備タイプ	整備数量	備考
タケ優占林	約 7 ha	神於山保全くらぶ事業地を含む
クズやササのヤブ状地	約 3 ha	
荒廃密生林	約 18 ha	
自然誘導林	約 7 ha	

■ 整備方法

森林タイプ	整備方針	作業内容			作業項目			作業・管理スケジュール																	
		整備方法	管理方法	植栽計画	1 7 1 9 年度	20 年度 以降	①竹の全伐 ②下刈り・除伐 ③竹の子採取	④除伐（状況に応じて実施） ※ 基本的に竹は3年間で駆逐できると 考えているが、竹の再生が見られる 場合は状況に応じて伐採等の管理を行 う。	①植栽種の保育管理 ②枝打ち・選択的刈り払い	③植え付け（補植）	(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
タケ優占林	林種転換による目標林への誘導	整備方法	整備区域の竹は全て伐採する。 毎年、4~5月に発生する全てのタケノコを除去し、 さらに、その後に発生する新梢も6月から8月に刈り払い、 徹底的に竹を衰弱させる。	管理方法	基本的には、実生や植え付ける樹種（落葉広葉樹林か常緑広葉樹林）の育成管理手法による。	1 7 1 9 年度	20 年度 以降	①竹の全伐 ②下刈り・除伐 ③竹の子採取	④除伐（状況に応じて実施） ※ 基本的に竹は3年間で駆逐できると 考えているが、竹の再生が見られる 場合は状況に応じて伐採等の管理を行 う。	①植栽種の保育管理 ②枝打ち・選択的刈り払い	③植え付け（補植）	(月)	1 整備	2 ①	3	4	5 ③	6 ②	7 ②	8 ④	9	10	11	12	
		植栽計画	基本的には、整備地の目標林に応じた樹種を選択して植栽を行う。		①地ごしらえ ②植え付け							管理													
クズやササのヤブ状地	林種転換による目標林への誘導	整備方法	クズの全伐を行う。ただし、クズは継続的に伐採を行わない と繁殖力を高めるため、クズの植物体が衰弱するまで、 年4回程度実施する。 (結実後・根茎へ貯蔵後・生长期・成体期)	管理方法	継続的に年1回程度のクズの刈り取りを行う。	1 7 1 9 年度	20 年度 以降	①クズの刈り払い	①クズの刈り払い ②先駆樹の発芽状況をみて 枝打ち・選択的刈り払い	③植え付け（補植）	(月)	1 整備	2	3	4	5 ①	6 ①	7 ①	8 ①	9	10	11	12 ①		
		植栽計画	基本的には、整備地の目標林に応じた樹種を選択して植栽を行う。		①地ごしらえ ②植え付け							管理													
荒廃密生林	本數密度調整により健全な林に誘導する	整備方法	整備対象林分に侵入した竹の全伐、萌芽密生林の選択的刈り払いによる密度調整を11月~2月頃にかけて行う。	管理方法	枝打ち、選択的刈り払いは、林冠が3~5割程度疎開する状態まで12月~1月頃に毎年行う。6~7月の選択的刈り払いは、2~3年に1回実施する。	1 7 1 9 年度	20 年度 以降	①竹の全伐 ②枝打ち・選択的刈り払い	③竹の全伐 (竹の再生状況に応じて)	③後継樹となる実生の確認 (補植計画の検討) (植栽種ごとの方法の検討)	(月)	1 整備	2 ① ③	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 ②		
		植栽計画	樹林整備後の実生による育成を期待しながらも、状況に応じて補植を行う。植栽種はゾーンの特性に応じた樹種の選択を行う。		①発芽した竹の採取 ②枝打ち・選択的刈り払い							管理				⑤ ③	① ④	(2~3年に1回)							
					①後継樹となる実生の確認 (補植計画の検討) (植栽種ごとの方法の検討)							植栽				② ③	① ③								
自然誘導林	基本的には現況林を維持する。	整備方法	基本的には、現況の樹林環境を維持するが、状況により、不良木の伐採やつる切りの整備を行う。	管理方法	基本的には、現況の樹林環境を維持するが、状況により、不良木の伐採やつる切りの整備を行う。	1 7 1 9 年度	20 年度 以降	①枝打ち・選択的刈り払い	①枝打ち・選択的刈り払い	③植え付け（補植）	(月)	1 整備	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 ①		
		植栽計画	基本的には実施しないが、無立木空間がみられる場合は、 補植等を実施する。		基本的には実施しない							管理													